

徳島県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、東みよし町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1(1) 調査を行った者の名称
東みよし町
- (2) 調査を行った時期
令和6年度及び令和7年度
- (3) 成果の名称
東みよし町東山の一部の地籍図及び地籍簿（ハタ・法市2地区）
- (4) 調査を行った地域
三好郡東みよし町東山字ハタ及び法市の一部（ハタ・法市2地区）
- (5) 認証年月日
令和8年5月12日
- 2(1) 調査を行った者の名称
東みよし町
- (2) 調査を行った時期
令和6年度及び令和7年度
- (3) 成果の名称
東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田18地区）
- (4) 調査を行った地域
三好郡東みよし町毛田の一部（毛田18地区）
- (5) 認証年月日
令和8年5月12日